



愛媛県職員（社会福祉士（医療ソーシャルワーカー））採用試験案内

令和8年4月1日
愛媛県公営企業管理局総務課

愛媛県職員採用（令和9年度採用）のための試験を次のとおり行います。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
社会福祉士 （医療ソーシャルワーカー）	3名程度	県立病院に勤務し、医療ソーシャルワーカーの業務に従事します。

2 受験資格

次の①～③をすべて満たす者

- ①昭和55年4月2日以降に生まれた者
- ②社会福祉士の資格を有する者又は令和9年5月末までにこの資格を取得する見込みの者
- ③地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

3 試験申込締切日、試験日、試験実施場所

- ①申込締切日 **令和8年6月5日（金）**
- ②試験日 **令和8年7月4日（土）**
- ③場所 **愛媛県県民文化会館 別館（松山市道後町2丁目9-14）**
- ④その他 集合時刻などの詳細は、受験票の交付の際に併せて、「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）のマイページでお知らせします。マイページで確認ができない場合は、愛媛県公営企業管理局総務課へ問い合わせてください。

4 試験の方法等

試験・検査種目	配点	試験の内容
適性検査	—	職務遂行に必要な適性等について、試験日前にWEB上で検査を行います。
面接試験	100点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

注 面接試験について、一定の基準に満たない場合には不合格となります。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、愛媛県公営企業管理局総務課のホームページからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。
なお、受付期間は次のとおりです。
令和8年4月24日（金）午前8時30分から6月5日（金）午後5時15分まで
※ 原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、5月29日（金）までに愛媛県公営企業管理局総務課へ問い合わせてください。
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県公営企業管理局総務課へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（**原則、電話で愛媛県公営企業管理局総務課へ問い合わせてください。**）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）
なお、**使用される機器や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。**

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。6月29日（月）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県公営企業管理局総務課へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、**申込者本人が署名して試験受験の際に必ず持参してください。**

7 合格発表

令和8年7月中旬までに、合格者の受験番号を愛媛県公営企業管理局総務課のホームページに掲載します。

8 採用日

原則として令和9年4月1日ですが、**社会福祉士資格を有する者は、欠員の状況に応じて、令和9年3月31日までに採用されることがあります。**

9 勤務条件（令和8年4月1日現在）

① 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、採用前の経歴に応じて決定されます。このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分	現行給料月額例（大学4卒で新卒者の場合）		
社会福祉士 （医療ソーシャルワーカー）	行政職給料表	1級 29号給	239,073円

※ 学歴や職歴などに応じて、一定の基準により決定されます。

② 勤務時間、休日

- ・勤務時間は、原則として1週38時間45分です。
- ・休日は、原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の日（12月29日から1月3日）です。

③ 休暇等

- ・有給休暇として、年間20日（採用年は、4月1日採用の場合は15日）の年次有給休暇のほか、結婚休暇、産前産後休暇、子の看護等休暇、保育時間休暇、介護休暇、夏季休暇などの特別休暇があります。
- ・3歳未満の子を養育するため育児休業を、小学校就学始期に達していない子を養育するため育児短時間勤務制度を活用することができます。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県公営企業管理局総務課宛てに郵送してください。

※ 返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手460円（簡易書留相当分）を貼ってください。

※ 試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県公営企業管理局総務課へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
受 験 者 本 人	試験・検査種目得点、合計得点及び順位（ただし基準に達しない試験・検査がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	合格発表の日から1月間	公営企業管理局 総務課

11 お問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 089-912-2790